

旧警戒区域（帰還困難区域・双葉町）で農業を営んでいた申立人ら所有の農機具等について、取得価格に実際の使用可能年数を考慮して損害額を算定し、東京電力が認める金額から約1,600万円増額し、約3,000万円が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目についての損害賠償金として、合計金3071万8393円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対し別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月22日

（仲介委員 佐藤 彰一）

別紙

	和解項目	取得年月	和解金額
1	アルミ温室	昭和61年6月	168万円
2	ビニールハウス	平成9年7月	72万5333円
3	シックスライトハウス	平成11年6月	294万円
4	糶摺機	平成11年8月	37万1700円
5	シックスライトハウス	平成12年7月	176万6700円
6	シックスライトハウス	平成14年3月	66万2683円
7	土壤消毒器	平成14年3月	105万円
8	トラクター	平成16年9月	351万円
9	乾燥機	平成16年10月	148万7333円
10	暖房機	平成17年1月	56万円
11	作業所	平成17年4月	664万9394円
12	路面塗装	平成17年5月	136万円
13	コンバイン	平成18年9月	480万円
14	代掻ローター	平成20年4月	87万6750円
15	黒塗機	平成22年3月	78万7500円
16	ボイラー	平成22年12月	149万1000円
	合計金額		3071万8393円